

新型コロナウイルスに関する保証制度一覧

2020年3月16日

事象	制度名	主な要件	限度額	保証期間	指定期間	保証料	備考
新型コロナウイルス	危機関連保証	(新型コロナウイルスの影響を受け) 最近1ヶ月の売上高等が前年同期 15%以上減少、以後2ヶ月を含む3ヶ 月の売上高等が15%以上減少見込	別枠 2億8千万円	10年以内	令和2年2月1日 ～1月31日 (原則1年間)	なし (一部市町村を除く) (0.8%※2)	・市町村の認定 ・半期に1回 モニタリング要 ・責任共有対象外
	セーフティネット 保証4号	(新型コロナウイルスの影響を受け) 最近1ヶ月の売上高等が前年同期 20%以上減少、以後2ヶ月を含む3ヶ 月の売上高等が20%以上減少見込		10年以内	令和2年2月18日 ～6月1日 (3ヶ月毎見直し)	なし (0.8%※2)	・市町村の認定 ・責任共有対象外
	セーフティネット 保証5号	指定業種を営み、最近3ヶ月間の売 上高等が前年同期比5%以上減少 (或いは原価のうち20%以上を占め る原油等の仕入価格が20%以上上 昇し価格転嫁できていない) ◇2月以降で最近3ヶ月の売上高が 算出されるまでは、直近1ヶ月の実績と その後の2ヶ月見込を含む3ヶ月の売 上高で認定可能(時限措置)	別枠 2億8千万円 (危機関連と合算 で5億6千万円)	10年以内	令和2年3月6日 ～3月31日 (3ヶ月毎見直し)	なし (0.68%※2)	・市町村の認定 ・責任共有
	地域経済変動 対策資金※1	最近1ヶ月の売上高が前年同期比で減 少、以後2か月の売上高が減少見込	(5千万円)	10年以内	令和2年2月25日 ～	なし (0.144%～ 0.608%※3)	・県の認定
	緊急短期 資金保証	影響を受けていること	一般枠 2億8千万円	1年以内	令和2年2月26日 ～	0.45%～ 1.90%	・認定不要 ・責任共有

※1 山形県商工業振興資金融資制度 ※2 山形県商工業振興資金を利用しない場合 ※3 セーフティネット保証を利用しない場合

◆地域経済変動対策資金以外の商工業振興資金についても、要件に合致する場合は従前同様に利用可能となります(経営安定資金等)。

◆セーフティネット保証5号の指定業種につきましては、中小企業庁HPをご確認ください。

□その他詳細につきましては、以下の保証協会各窓口までお問い合わせください (休日電話相談も行っております) AM9:00～PM5:00



企業のちかくで、事業のちからに。

山形県信用保証協会

●本店営業部 山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル11階 TEL.023-647-2240
●米沢支店 米沢市駅前三丁目1-91 TEL.0238-23-7630
●長井支店 長井市館町北6-27 TAS(タス)3階 TEL.0238-84-1674

●新庄支店 新庄市末広町8-21 TEL.0233-22-3171
●酒田支店 酒田市緑町20-60 TEL.0234-22-7644
●鶴岡支店 鶴岡市本町二丁目7-5 TEL.0235-22-6122